

令和4年度 相談対応事例集

事例No	1
種別	総合的・専門的な相談支援の実施
概要	Keep Safe プログラムを用いた支援の事例
<p>【基本情報】</p> <p>○本人：中学3年男子 中度知的障がい、自閉スペクトラム症（愛着障がい）</p> <p>○両親、兄、妹、弟の6人家族。兄、妹、弟も発達障がいの診断を受けている。兄弟同士のプロレスごっここと称し、家庭内で暴力的な行為が日常となっている家庭。</p>	
<p>【スタート】</p> <p>学校内での暴力行為があり、家庭裁判所から児童相談所へ送致されたケース。家庭内における両親の本児への関わり方に課題があったが、児童相談所による月1回の面談を通じて、両親は協力的な姿勢へと変わり始めた。しかし、学校には登校できておらず、両親、本児ともに学校に対する不信感が強い状態だった。</p> <p>復学を見据えて放課後等デイサービスを利用したいとの希望があり、本児、妹、弟を連れて母が基幹相談支援センターへ来所。こちらの質問に本児はうなずくのみだったが、母は放課後等デイサービスの利用に前向きで、本児へ事前に働きかけていたこともあり、本人からも利用についての同意を得た。</p>	
<p>【展開】</p> <p>事業所への見学に同行したところ、見学中は反応がなかったが、見学終了後、興奮気味に「よかった」と本児から感想があった。体験利用2日目に、他児への暴力行為があり、興奮が収まらなかったとの報告が事業所からあった。</p> <p>大きな集団への適応が苦手、疲労が溜まると暴力を振るう、他者への共感力が低い、認知の歪みがある、といった状態が確認できたことから、放課後等デイサービスの利用は休止し、個別対応で Keep Safe プログラムを実施していくこととした。</p>	
<p>【その後】</p> <p>学校、児童相談所との情報共有の会議を定期的実施。登校は週2回、1時間程度で開始した。学校と家庭、本児との不協和は収まりつつある。個別訪問にて、本人への学びの提供（月1～2回）や学校での授業の様子を観察などを実施。視覚的な教材などへの理解は高く、感情のコントロールスキル、行動の結末に対する理解などについて、日常生活での活用ができる状況となったことを確認。両親の本児への理解も進み、進学に向けて放課後等デイサービス利用の再開をする。</p>	

事例 No	2
種別	地域移行・地域定着の促進への取組み及び支援
概要	精神科病院からの退院時に支援を行った事例
<p>【基本情報】</p> <p>○本人：50代女性。統合失調症。単身生活中。（夫は死亡、成人した子は他県で独立） 救急搬送にて自宅とは離れた精神科病院に入院中の方。</p>	
<p>【スタート】</p> <p>病院からの依頼で関わり始める。退院の目途が立ったが、これまでに障がい福祉サービスを利用したことがなく、初めての利用となるため、障がい福祉サービスや各種制度の説明をしてほしいとのことで、病院にて面談を実施。入院先が遠方だったため、退院後は自宅近くの精神科病院への通院を予定。</p>	
<p>【展開】</p> <p>入院中に障がい福祉サービスや各種制度について説明を実施。その後、新型コロナウイルス再拡大の影響で外出・外泊が厳しくなったこともあり、退院後に連絡を受けた。入院中から利用の検討をしていた地域活動支援センターを見学。その後、地域活動支援センターの近くにある通院先の外来作業療法を見学、体験利用をする。</p>	
<p>【その後】</p> <p>地域活動支援センター、外来作業療法ともに利用にはつながらず、本人が見つけた地域のジムに通いつつ、地域で生活することとなった。その後も、本人に困りごとが出てきたり、就労先を探したいなどのときに相談の電話が入ることがあり、地域活動支援センターや就労継続支援 B 型の利用等を提案するなどし、相談支援を継続している。</p>	

事例 No	3
種別	権利擁護・虐待の防止
概要	両親からの過干渉から逃れるために成年後見制度利用を検討した事例
<p>【基本情報】</p> <p>○本人：30代女性。発達障がい、IQ140、精神保健福祉手帳2級、障がい支援区分2 幼少期から、多少の発達特性はあったが、両親からの過干渉、過保護による経験の少な さもあり、就職に結びつかなかった。</p> <p>○両親：市外にて二人暮らし。</p>	
<p>【スタート】</p> <p>市外の実家にて両親と3人で暮らしていたが、市内で一人暮らしを開始した。 しかし、一人暮らし後も遠方の両親からの過干渉がやむことはなく、本人から行政へ、「両親か ら心理的虐待を受けている。過干渉から逃れたい。」と相談があり支援開始となった。</p>	
<p>【展開】</p> <p>状況を把握するため、行政とともに本人から聴き取りを行った。毎日5～6回ほど、両親から安 否確認の連絡や生活全般における干渉があり、両親から障がい福祉サービス事業所へ過度な要求 が行われることが続いていた。それにより、「失敗する機会さえ与えてもらえない。本来持つてい る力を出せずにいる」と本人から訴えがあった。早急に県の障害者虐待防止支援専門委員制度を 利用し、相談を行った。心理的虐待には当たるが、IQの高さから成年後見制度には該当しない可 能性が高いとの見解により、本人と弁護士とで代理人契約を結んだ。その後、両親には内密で転 居し、両親への連絡はすべて弁護士を通して行うこととした。</p>	
<p>【その後】</p> <p>計画相談支援事業所、訪問系及び通所系サービス事業所、通院先、薬局等、これまで両親がや り取りを行っていた関係機関とは契約をすべて解約し、新たな事業所と契約し直した。その結果、 本人の意思を尊重した本人らしい単身生活を送ることができている。</p>	

事例 No	4
種別	障がい児等療育支援事業
概要	重症心身障がい児を児童発達支援の利用につなげた事例
<p>【基本情報】</p> <p>○本児：4歳、重症心身障がい児、てんかん</p> <p>○父、母、姉、祖母と5人暮らし</p> <p>父と母は会社員。日中の本児の養育は祖母が担っている。</p>	
<p>【スタート】</p> <p>本児、通所リハビリテーションのみ利用しており、環境への不安から通園はしていない。本児の成長を見据え、児童発達支援の利用を検討しているため、相談に乗ってほしいと保健師から依頼があり、母、本児と面談を行った。</p>	
<p>【展開】</p> <p>通所リハビリテーション先から、児童発達支援利用の提案があり、母としては、利用をしたい気持ちもあるが、両親が就労していることや医療面での不安があることなどから、利用に前向きになることができず、福祉サービスにつながっていない状況。そのため、祖母に負担はかかっているが、就学までは自宅で過ごさせたいとの意向だった。面談を重ねる中で、医療面のフォローと療育的な観点から、訪問リハビリテーションを提案し、月2回の利用を開始。訪問看護、訪問歯科と連携をとり、健康状態の観察、嚥下の状態や食事形態への取組みを継続した。安定して利用が継続し、本人の身体的・情緒的な成長も感じられてきたところで、就園や就学を見据え、改めて児童発達支援の利用を提案した。</p>	
<p>【その後】</p> <p>児童発達支援事業所について情報提供を行い、見学を実施。見学後、「本人の笑顔が増えるのであれば利用したい」という母の意向を確認した。その後、母、訪問看護、計画相談支援事業所、児童発達支援事業所、基幹相談支援センターで情報共有を図りながら、事業所への通所が始まった。</p>	

事例 No	5
種別	共に生きるまちづくり条例にかかる相談及び啓発活動
概要	視覚障がいのある方が電子決済アプリを利用する際の困難にかかる相談事例
<p>【基本情報】</p> <p>○本人：視覚障がい（全盲）</p> <p>○母：本人と同居</p>	
<p>【スタート】</p> <p>本人、電子決済アプリを利用しており、操作は音声で行っているが、音声の案内が抽象的な表現（例：「ボタン 1 を押してください」）で、具体的な項目を示すものではないため、操作に苦慮している。本人としては、第三者の支援は希望しておらず、自分自身の力で操作を行いたいという意向があったため、下記のとおり相談を行った。</p> <p>①電子決済アプリの会社：お客様サポートセンターにつながり、対応について協議するとの返答。</p> <p>②みんなの人権 110 番：関係法令に基づき企業対応を求めることでのアプローチについて提案あり。</p> <p>他の電子決済アプリでも同様の状況であり、今後は電子決済が主流となることが想定される中、視覚障がいがあるということでの不利益を被ることは問題であると本人は考えている。最終的には、消費者庁などの国の機関において、アプリ作成時の共通事項として、視覚障がいがあっても利用しやすいものを作成する、といったことが制度化されることを希望している。</p> <p>基幹相談支援センターに対しては、上記の件について、共に生きるまちづくり条例にかかる相談として対応してほしいとの相談があった。</p>	
<p>【展開】</p> <p>本人が市との対話を希望していることもあり、基幹相談支援センターだけの対応ではなく、障がい福祉課（管理係）も交えて相談を行った。対象の企業が市内ではなく、全国展開している企業であったが、当事者からの相談という形で対応を行った。</p>	
<p>【その後】</p> <p>障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的として施行、公布された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」について、本人に情報提供を行った。</p> <p>今後は、国の相談窓口に本事例について相談することを検討中。また、民間企業に普及啓発する機会があれば、本事例について伝えていく。こうした当事者の意見を、当事者団体などから国へ提言してもらうことについても提案を行う。</p>	